

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N516
2014・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 三度国の責任を断罪―泉南アスベスト国賠二陣訴訟大阪高裁判決…………… 岡 千尋
- 原発避難者訴訟 川俣町山木屋住民の集団提訴…………… 鈴木堯博
- 司法救済制度で水俣病被害者の早期救済を…………… 寺内大介
- 第15回人権研究交流集会―震災復興―3・11から3年 私たちは何をすべきか
□分科会紹介 原発輸出問題分科会
- 第2回原発と人権全国研究交流集会のお知らせ…………… 杉本 朗
- 3つの議長声明を発表…………… 青法協弁学会合同部会
―安倍首相の靖国神社参拝、国家安全保障基本法案の国会提出、少年法改正



ウィーンの子ども

三度国の責任を断罪

泉南アスベスト国賠二陣訴訟大阪高裁判決

大阪 岡 千尋

1 三度目の原告勝訴

二〇一三年二月二十五日、大阪高裁一三民事部（山下郁夫裁判長）は、泉南アスベスト国賠二陣訴訟（二審原告五八人、被害者三三人）控訴審で、国に対して総額三億四四七四万円の支払いを命じる二審原告勝訴の判決を言い渡した（「本判決」という）。

本判決は、二〇〇六年の一陣訴訟の提訴以降、七年半にわたる当事者の死力を尽くした主張・立証の末、言い渡されたものであり、一陣地裁判決、二陣地裁判決に続き、三度国の規制権限不行使の責任を明確に認めた。そして、高等裁判所としては、初めてアスベスト被害について国の責任を認めた。

のみならず、一陣訴訟において、二〇一一年八月、大阪高裁（三浦潤裁判長）が、命や健康よりも産業の発展を優先し、国の責任を不当に免罪する判決を言い渡しており、本判決は、その一陣高裁判決をことごとく否定し、乗り越えているという意味においても、重要な判決である。

なお、命や健康よりも産業の発展を優先する一陣高裁判決については、全国から批判の声が上がり、上告代理人に、全国の弁護士

約一〇〇〇名が名を連ねている。そのことも、本判決の原告勝訴に結び付いたと確信しており、この場を借りて、上告代理人になっていただいた皆様にお礼を申し上げたい。

2 二陣訴訟高裁判決の概要と意義

(1) 概要

本判決は、①国は、昭和三十三年（一九五八年）五月には局所排気装置の設置を義務付けるべきであった、②昭和四十九年（一九七四年）九月までには日本産業衛生学会の勧告値（二立方センチメートル当たり二本）を抑制濃度とする特化則に基づく告示の改正を行うべきであった、③昭和四十七年（一九七二年）九月には特化則を改正して防じんマスクを使用させることを義務づけるべきであった、④昭和四十七年（一九七二年）の時点で防じんマスクの使用徹底を図る補助手段として使用者に特別安全教育の実施を義務づけるべきであったとして、国の規制権限不行使が国家賠償法一条一項の適用上違法であるとし、国の責任を認めた。

(2) 意義

前述のとおり、本判決の第一の意義は、泉

裁判所前での旗だし



南アスベスト被害について、一陣、二陣訴訟の各大阪地裁判決に続いて、三度、国の規制権限不行使の責任を明確に認めた点に、第二の意義は、命や健康をないがしろにした一陣高裁判決を厳しく批判し、否定した点にある。

そして、第三には、長期間かつ全般的にわたる国の規制権限の不行使の違法と、国の重大な責任を認めた点にある。国の責任期間

を昭和三十三年（一九五八年）から平成七年（一九九五年）まで長期間にわたって認め、また、国の規制権限不行使の違法事由を局所排気装置設置義務付け、濃度規制の強化、防じんマスクの使用義務付け、安全教育実施など基本的な粉じん対策全般にわたって認めた。本判決は、二陣地裁判決が、国の責任期間を昭和三十五年（一九六〇年）から同四十六年（一九七一年）までに限定し、違法事由を局所排気装置設置義務付け違反しか認めなかったことと比べて、責任の期間、違法事由とも大きく拡大させた。特に、一九七〇年代から一九八〇年代にかけてわが国にアスベストが大量に輸入され、広く使用されていた頃の違法性が認められたのは、全国六地裁で係属中の建設アスベスト訴訟にも影響を及ぼし、励ますものである。

第四は、国の重大な責任を認めた点である。国の責任について、使用者の安全配慮義務とは別個独立であり、被害者に対する直接の責任であると指摘し、国の責任期間、規制権限不行使の内容、義務違反の程度など重大であるとして、責任範囲を全損害の二分の一を限度とし、基準慰謝料額も、筑豊じん肺訴訟の基準から各疾病において一〇〇万円増額し、しかも、慰謝料の減額事由を一切

認めなかった。本判決は、二陣訴訟地裁判決が、責任の範囲を三分の一とし、労災受給や喫煙などを減額事由としたことに比べて、国の責任をより重大なものと認めたものである。

第五は、石綿原料を搬入していた運送業者の従業員も損害賠償の保護範囲に含まれるとした点である。本判決によって、石綿工場の労働者だけでなく、石綿工場に滞在して石綿粉じんばく露して健康被害を被った者も保護の対象となり、国賠法上の救済対象が広がった。

3 国による不当上告と今後の闘い

原告、弁護士団、勝たせる会は、二月二五日の判決当日から、東京の厚労省前でも大阪と同時並行で集会を開き、厚労大臣に面談を申し入れ、年末は二月二七日まで、年始は一月六日から、厚労省前、官邸前で全面解決の要請行動を続けた。そして、野党全会派の与党議員の厚労大臣への申し入れ、早期解決アピールに賛同の国会議員が二七名に上り、地元市長、議長のメッセージ、マスコミの社説なども全面解決を求め、泉南アスベスト被害の早期全面救済は、大きな世論と

なった。

ところが、田村厚労大臣は、一月七日、原告に面談することもないまま、上告を表明し、同日中に上告手続きがとられた。

二〇〇六年の提訴以来、一三名の原告が亡くなった。被害者数五九名の小さな原告団であるため、その一人ひとりの死を、原告、弁

護団は、身につまされる思いで受け止めている。

国の上告は、解決前に命を落としていく原告をさらに増やすものであり、「命あるうちの解決を」という原告の切実な願いを裏切るものである。私たち原告、弁護団は、国の上告に強く抗議するとともに、一陣二陣ともに

最高裁に係属することとなった本事件の法廷内外の広い運動を、全力で取り組んでいく決意である。

引き続き、全国のみなさまからのご支援をよろしくお願いいたします。

原発避難者訴訟

川俣町山木屋住民の集団提訴

東京 鈴木 堯博

原発避難者訴訟の新たな集団提訴

三・一一の福島第一原発事故から三年になろうとしている現在も、原発事故でふるさとを奪われて全国各地に避難し過酷な避難生活を強いられている者は、依然として二四万人に上っている。

避難者は、避難者損害賠償請求訴訟を避難生

活地の裁判所に東電・国を相手取って起こしている。全国一五の地裁・支部（札幌、山形、福島、いわき、新潟、前橋、東京、横浜、千葉、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島）に係属し、原告数はすでに二〇〇〇人を越えている。

二〇一三年二月二六日、避難者である福島県川俣町山木屋の住民二〇一名（二五世帯）と相双地域（南相馬市、双葉町等）の住民三六名（二〇世

帯）の合計三七名（三五世帯）が、東電を被告とする避難者訴訟を福島地裁いわき支部に集団提訴した。請求総額は六三億円に上る。

福島地裁いわき支部では避難者訴訟第一陣の審理が進行している。福島県の相双地域住民の避難者二二名（八二世帯）が東電を被告として二〇一二年二月と二〇一三年七月に起したものだ。原告代理人になっている福島原発被害弁護団（通



称・浜通り弁護士)は、現在、裁判所に対し被災地の現場検証の採用を強く迫っている。
今回の提訴は、この避難者訴訟第一陣に次ぐ第二陣訴訟である。

山木屋住民二割が原告に

今回の提訴後、山木屋の住民の中から新たな提

訴希望者が相次いだ。弁護士は、聴き取り調査等の提訴準備を経て、第二陣訴訟の第二次として二〇一四年五月に提訴することを決めている。

第二次の原告数は約二〇名(約三〇世帯)に及ぶ。第一次と合わせると山木屋地区住民の約二二〇名(約六五世帯)が原告になり、山木屋地区の住民全体(二八三人(三三四世帯))の二割に達する。また、山木屋地区では原子力損害賠償紛争解決センターによるADRの手続きを進めている住民が約三〇世帯に上っているので、裁判とADRの両方で、住民の約三割が法的手段を活用することになる。

山木屋という一つの集落でこれだけ多くの住民が、政府・東電の原発事故対策に納得せずに異議を申し立てるというケースは、福島県内でもきわめて異例だと報道されている。

山木屋地区の特徴

川俣町山木屋地区は、福島市の東南約四〇キロメートルに位置し、阿武隈高原の標高五四〇メートル以上の山中にある中山間地域だ。福島第一原発は山木屋の中心部から約四〇キロメートルの距

二〇一三年二月二六日福島地裁いわき支部に提訴する原告団・弁護士 横断幕は「原発被害の完全賠償!」「あやまれ! つぐなえ! 古里を返せ!」

離にある。

豊かな自然環境に恵まれた山木屋地区は、耕地が広いため、川俣町随一の稲作地帯で、県北地方第一の葉煙草生産地だった。最新式の外国製農業機による大規模農業が営まれ、工場や牧場も操業し、農工一体の農村構造を形成していた。国道と町道が整備されて各家の庭先まで舗装道路が続き、自家用車や大型の農耕機が自由に出入りしていた。自家用車の保有率は川俣町で一番だった。山木屋には四〇〇年の歴史を持つという「三匹獅子舞」(川俣町の重要無形文化財)の伝統文化もある。

山木屋の産業も文化も生活も、先人の努力による長い歴史の中で築き上げられてきたものだ。それが福島原発事故によって一挙に崩壊した。

地域コミュニティの崩壊

山木屋地区は三・一から一か月以上経った四月二日に「計画的避難区域」に指定された。それから約一か月の間に住民は避難のため立ち退かなければならなかった。

二〇一三年七月に至って、川俣町議会は、山木屋の一部地域を「居住制限区域」とし、その他の地域を「避難指示解除準備区域」に見直すという避難区域再編案の受け入れを決めた。避難指示解

除準備区域では、当面の間、引き続き避難指示が継続されるが、住民が帰還できるよう環境整備を目指すとされている。

しかし、避難した住民の多くは、山木屋に帰還するのは無理だと考えている。

住宅地周りや農地では除染作業が行われても、放射能汚染に曝された山林は除染の対象になっていない。広大な山林に囲まれた山木屋では、山中深くに溜まった放射性物質が空中、川、地下水等を通していつまでも住宅地や田畑を汚染し続けるおそれがある。田畑で農作物が収穫されても、それを食べる者がどれだけいるだろうか。

山木屋の農業は、集落全体の営農者の共同作業によって初めて可能となる。山木屋地区の住民の多数が帰還しなければ、共同作業ができないため、農業等の産業は荒廃する。住民の日常生活も成り立たなくなる。まさに地域コミュニティの崩壊である。

政府の棄民政策と東電の低賠償姿勢

二〇一三年二月二〇日、政府は、福島原発事故からの復興加速化に向けた指針を決定した。指針は帰還可能な地域の除染を重点化する一方で、避難先で新たな住宅を取得する住民の賠償額も上乗せするとし、全員帰還の原則から、帰還と移

住の両面支援に転換した。これは政府の棄民政策といわざるをえない。

全員帰還の断念によって、地域コミュニティの維持や存続が難しくなるとの懸念が強い。長期にわたり放射線量の低下が見込めず、帰還が困難な地域では、先の見えない現状は「置き去りにされる」との不安も募る。移住支援を打ち出したことで、態度を決めかねていた被災者が帰還断念に傾くとの懸念も広がっている。

今回の提訴と同じ日の二月二六日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、新たな賠償の枠組みとなる「中間指針第四次追補」を決定した。その中で、帰還困難区域の住民には、長期間帰還できない精神的損害として追加の賠償額が定められた。しかし、帰還を断念した住民が生活再建するには程遠いものだ。

他方、東電は、被害者に対しては低額賠償しかないという姿勢に終始している。

政府の棄民政策と東電の低額賠償姿勢を転換させるには、避難者訴訟で全面的に勝利することが必要不可欠である。

史上最大最悪の公害事件の早期 全面解決をめざして

福島原発事故は史上最大最悪の公害事件であ

る。

二〇世紀最大最悪の公害事件である水俣病は、公式確認以来五八年になる現在でも、水俣病国賠訴訟が新たに提起されているような状況にある。

水俣病の歴史は、水俣病は終わったとする行政側に対抗して被害者が異議を申し立ててきた歴史である。被害者の線引きをして最小限救済しかないという加害者と行政側の論理を被害者のたたかいが打ち破ってきた。水俣病被害者切り捨て政策に対し被害者が訴訟を起こして水俣病事件の不当な幕引きを許さなかった。その繰り返しが続いてきた結果、五八年もの歳月が流れた。そこから水俣病の教訓を引き出すことができる。

福島原発公害事件の早期全面解決を実現するには、水俣病の教訓を真に活かす道を追求しなければならぬ。

(福島原発被害弁護団共同代表)

司法救済制度で水俣病被害者の早期救済を

熊本 寺内 大介

はじめに

今日における水俣病被害者補償の議論の中心は、未認定患者のうち何らの補償も受けていない被害者（以下「未救済被害者」という）に対する補償をどう実現するかという点にある。そして、今回のテーマは、いかに早く未救済被害者に対する補償を実現するかである。

そこで、以下、現在、熊本地裁に係属中のノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（以下「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」という）において原告団（以下「原告団」という）が求めている司法救済制度の中身を紹介しつつ、これを早期に実現するための課題を述べる。

司法救済制度とは

司法救済制度とは、誰を水俣病患者と認めるか、水俣病患者者に対していかなる補償をするかの判断を裁判所が行う制度である。

これまで、水俣病第三次訴訟では、「司法救済システム」と呼ばれ、ノーモア・ミナマタ（第1次）訴訟では「司法救済制度」と呼ばれてきた。

同構想の出発点は、誰が被害者であるかを加害者たる行政（国・熊本県）に判断させることに對する被害者の拒絶感にある。

これまで、国、熊本県は、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）の認定制度の下、多くの水俣病患者を患者でないとして切り捨ててきた。行政は水俣病患者に対する補償予算を可及的に

少なくするため、医学的に間違った認定基準で患者を切り捨て、そのたびに司法の場で誤りを指摘されてきた。直近の司法判断が、二〇一三年四月の溝口訴訟最高裁判決である。にもかかわらず、従来の認定基準にこだわり、これを改めようとしてない行政に対し、基準の改定を中心とした改革を求めることは重要なことである。

他方で、仮に基準が緩和されるなどの改革がなされた場合も、公健法をつかさどるのはあくまで行政であり、患者切り捨ての実態がどれほど変わるのか疑問なしとしない。例えば、感覚障害だけの者も水俣病と認めると基準を緩和しても、行政が指定した医師の診断を絶対視し、民間の医師の診断を排除したのでは、予算の都合から「感覚障害なし」として切り捨てられる恐れが高い。姫路獨協大学の宮井正彌教授が熊本県の認定審査会の

データを分析した結果、五二年判断条件に合致する九四四名中二〇五人しか認定されていなかったことが判明した（「熊本水俣病における認定審査会の判断についての評価」）。行政は自ら定めた狭過ぎる基準すら正しく運用せず、被害者を切り捨てていたのである。そこで、原告団は、患者か否かの判断権を司法に委ねる司法救済制度を求めているのである。

そして、司法救済制度は、期間限定ではなく、将来水俣病被害者として訴え出た者も活用できるように恒久的な制度である必要がある。

司法救済制度確立への手順

水俣病不知火患者会の会員四八名が二〇一三年六月二〇日に提訴したノーモア・ミナマタ第2次訴訟（二月二六日の第三陣提訴までに三三五名）は、原告らを水俣病被害者として認めさせ正当な補償を勝ち取るのみならず、将来にも門戸を開いた制度の確立を求めている。

同訴訟では、水俣病としての症候（感覚障害）の有無もさることながら、同症状を発症するに足るメチル水銀曝露の有無が大きな争点となる。そこで、行政がこれまでメチル水銀曝露はほとんどないとしてきた地域や年代でも水俣病を発症するに足る曝露があったことを明らかにしなければなら

ない。

そして、これを前提に協議を行い、いかなる条件でメチル水銀曝露の推定を認めるかなどについて基本合意を裁判所で交わす。

基本合意を交わすことができれば、合意内容に沿って、症候や曝露の審査をすすめる。そして、原被告双方で一致した原告については、裁判上の和解を成立させ、不一致の原告については、所見ないし判決で解決を図ることとなる。このルールについても、基本合意しておく必要がある。

なお、症候やメチル水銀曝露の推定については、様々な調査の結果をふまえて、基本合意の内容を改訂していくことも必要となる。

司法救済制度を確立するための課題

これまで水俣病について司法救済制度が実現しなかった背景には、①複数の被害者団体の中で、司法救済制度を求める勢力が多数派になれなかったこと、②被害の全貌が明らかでなく、予算の策定が困難だったこと、③先例に乏しく、制度のイメージを共有しにくかったこと、④訴訟の長期化により原告らが妥協を余儀なくされたことなどが考えられる。

①の点は、現在補償を求めて活動している被害者団体では、水俣病不知火患者会が圧倒的多数

を占めており、さらなる被害者の掘り起こしで原告を拡大していくことが制度確立のスピードを速めることになる。

②の点は、行政が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたが故に被害の全貌がつかめず、予算の策定を自ら困難にしてきたという歴史がある。そこで、加害者らの責任で健康調査を実施させることが重要である。

③の点は、ハンセン病、肝炎、じん肺など、先例の積み重ねができ、当事者間及び裁判所においてイメージを共有しやすくなっている。

④の点につき、水俣病患者のために生涯を捧げた原田正純医師（二〇一二年没）は、「極端な力の差があるのに、通常の上訴権を強者側にも与えることが、本来の『法の下の平等』といえるだろうか」（『マイネカルテ』西日本新聞社）として疑問を呈されていた。原爆症認定訴訟において、国（厚生労働省）は控訴しないとの合意を勝ち取った例もあり、被告らが一審判決前の基本合意を拒否し判決になった場合、控訴を許さない闘いが重要になる。

おわりに

ノーモア・ミナマタ訴訟原告団・弁護団は、二〇一二年三月二五日の和解成立にあたり、「三〇〇〇人に迫る大原告団の九割を超える救済率での大

第15回 人権研究 交流集会

あと1カ月

世界の原子力安全の
向上を図ることは日
本の責務だ」と述べ
ています。
福島原発事故の爪
痕は深く、未だに保

原発輸出を成長戦略の重要な柱と位置づける
政府は、ヴェトナム、ヨルダン、トルコ、アラ
ブ首長国連邦(UAE)、インドなどアジア各国
と原子力協定を結び、原発輸出を推進しようと
しています。安倍首相は「原発事故の経験と教
訓を共有することで

原発輸出問題分科会

国際人権から考える日本の原発輸出

量救済を五年半で勝ち取ったこと」を貴重な成果
とする声明を発表した。

水俣病被害者救済については、これまで何度も
判決や政治解決を重ね、それでも水俣病問題は終
わっていない(馬奈木昭雄弁護士によれば「終わっ

ていない」のではなく「終わらせない」、「水俣病裁
判と原田正純医師」、花伝社、二〇一三年)。こう
した現実を直視したとき、司法救済制度こそがも
っとも現実的な解決策であり、これを支持する世
論を形成していくことは十分可能だと思ふ。

ノーマ・ミナマタ訴訟の顛末については、『ノ
ーマ・ミナマタ訴訟たまたかの軌跡』(日本評論
社、二〇一二年)を参照されたい。

報告者…未定

2 ヴェトナム現地視察報告

報告者…小川隆太郎弁護士
(東京共同法律事務所)

杉本拓也弁護士
(ひめしや法律事務所)

3 報告「原発廃止させたフィリピンの民衆運
動と日本の原発輸出」

報告者…ルイシト・ブッチ・ポンゴスさん
(Asia Pacific Mission for Migrants)



◆分科会のスケジュール

1 基調報告

「日本の原発輸出の問題点(仮)」

第15回人権研究交流集会に、 ご参加、ご支援をお願いいたします

実行委員長 菊地 修

1978年に始まった第1回集会以来、人権研究交流集会は躍動する若狭を持った青年弁護士たちによって、常に新しい時代が要請する課題を発掘し、それを世に問う場となってきました。今回の集会も、集会のよき伝統を引き継ぎ、若手弁護士が分科会と全体集会の準備に取り組んでいます。

青年法律家協会と人権研究交流集会を見守り、発展させてきてくださった会員のみなさま、ぜひこの若者たちのエネルギーに心のこもったご声援をお送り下さい。そして、人権研究交流集会の成功のために、ぜひお力添えくださるようお願い申し上げます。

ご多忙とは存じますが、集会にお出かけいただければ幸いです。すでに送付いたしました参加申込み書にご記入の上、FAXにてお送り下さるようお願いいたします。

また、集会実行委員会の財政に励ましのお心をこめていただき、チケットの普及にご協力をお願いできれば幸いです。左記の銀行にご送金を賜ることができれば、大変ありがたく存ずるしだいです。ご送金いただき次第、チケットを送らせていただきます。

〈振込先〉 銀行名 三菱東京UFJ銀行 四谷支店
口座番号 (普) 1119281
名 義 青法協人権集会 代表 杉本 朗

第15回人権研究交流集会 (in 石巻) 震災復興—3.11から3年 私たちは何をすべきか

- と き** ○2014年3月21日(金) 全体会13時～17時 懇親会18時～20時
○2014年3月22日(土) 分科会9時～12時 オプショナルツアー(別途申込)

- と ころ** ○石巻中央公民館(全体会・分科会)
〒986-0833宮城県石巻市日和が丘1-2-7 電話 0225-22-2970

*分科会は、中央公民館のほか石巻市総合体育館・石巻市役所労働会館で行います。

- 参加費** 弁護士協力券 5,000円／一般参加券 500円

*弁護士協力券により、人権研究交流集会は成り立っております。ご支援のほど、よろしく
お願いいたします。

全体会は、講演、「現地からの声」、パネルディスカッションの3部構成で、「真に必要な復興とは何か」を考えます。分科会は、前回に続く裁判必勝法のほか、復興問題、原発訴訟、原発輸出問題、平和、憲法教育、表現の自由など、さまざまな分野の特色のある7の分科会を開催いたします。

第2回 原発と人権全国研究交流集会の お知らせ

神奈川 杉本 朗

二〇一四年四月五日(土)・六日(日)、福島大学において、「第二回『原発と人権』全国研究・交流集会in福島」が開かれます。現在、一三団体あまりの法律家・市民団体が実行委員会を構成し、準備に取り組んでいるところです。

第一回の全国研究交流集会が、同じ福島大学で開催されたのは、二〇一二年四月でした。まさに、東日本大震災・福島原発事故から一年を迎え、多くの力を結集して、事態に立ち向かい、闘いの輪を広げているときで、私たちの集会はその一翼を担うことが出来たと考えています。

それからさらに二年近くが経ちました。各地での運動・訴訟は進展し、一定の蓄積が出来てまいりました。他方で、被害の回復、賠償は遅々として進まず、事故原因の究明も不十分なままに、東京電力も政府も責任逃れに終始しています。それどころか、安倍首相の「アンダー・コントロール」発言に見られるように、無責任に事態の矮小化を図る言説がたびこり、停止した原発の再稼働、原発建設の再開、原発輸出政策が積極的に推し進められています。また、残念なことですが、事故の風化が進もうとしており、避難者の帰還、被害者の賠償が様々な困難に直面して

いるのも事実です。こうした状況のもと、これまでのたまたかの蓄積・到達点を確認・共有するとともに、現時点における状況の認識を共通のものとし、今後どの方向へたかいかを進めていくのかについて、意見交流、議論を行うことは意義深いものであると考え、私たちは第二回を行うこととしました。

ぜひ青年法律家協会のみなさんにも参加をお願いいたします。

参加費は二〇〇〇円です。

実行委員会は、委員長に立教大学名誉教授淡路剛久さん、委員長代行に弁護士海部幸造さんをお迎えし、事務局長を私が務めることになりました。

◆
集会は、一日目の四月五日に全体会、二日目の四月六日に分科会を行います。

◆
全体会は、一三時から一八時二〇分の予定で、会場は福島大学I棟四号室です。

まず、ジャーナリストの柳田邦男さんが、「終わらない原発事故 ―被害者の視点から―」と題して、基調講演を行います。

続いて福島大学名誉教授の真木実彦さんに、福島県内の全原子炉廃炉を求める運動について、ご報告をいただきます。

現地からの訴えとして、被害者、市民の方々のほかに、首長として、南相馬市長の櫻井勝延さん、双葉町長の伊澤史朗さんのみなさんにご発言をお願いする予定です。

そして、はるばるフランスからリモージュ大学名誉教授のミシェル・プリウールさんにお越しいただき、欧州から見た福島原発事故と人権と題して特別講演をお願いしています。

最後に福島大学准教授の丹波史紀さんに、総括報告をいただいて、全体会は終了いたします。

◇

分科会は、九時三〇分から一五時の予定で、福島大学M棟各教室で行われます。

五つの分科会が予定されています。分科会を実行するみなさんからの声をお届けいたします。

【被害者訴訟原告団・みなで交流し私たちが求めるもの、私たちが目指すもの】

あれから三年。全国で五〇〇〇人以上の被害者が、二三カ所の裁判所で、原状回復と完全賠償を求めて立ちあがっています。これまでに、国や東電による線引き、滞在者と避難者の距離感もあり、被害者同士が連携を図

ることは難しい状況にありました。

しかし、国と東電の責任を認めさせ、被害者の要求や想いを実現させるためには、各地に避難した被害者と、地元に残まっている被害者、そして支援する人々とが団結していかなければなりません。

みなで今後の取り組みについて交流する第一歩にしよう——それが、この分科会です！「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団は、みなさんの参加を心から呼びかけます！！

【原発事故被害の賠償・損害と責任】

日本環境会議のもとに開催されている「福島原発事故賠償問題研究会」の中間報告を行います。午前は、損害論と責任論を横断する全体会を開催し、午後は、それぞれについて分散会を行います。

報告予定者…下山憲治（名古屋大）、久保木亮介（生業弁護士団）、吉村良一（立命館大）ほか。

【脱原発を実現するために】

原発再稼働と新たな原発推進政策をめぐる情勢と脱原発の全国的な闘いの到達点と課題を明らかにします。

（第一部）…ジャーナリストの斉藤貴男さんの基調講演「『3・11 フクシマ』の教訓と脱原

発の現状と課題」（仮題）と、脱原発全国運動の最前線でたたかう人々によるたたかいの現状を踏まえた脱原発の展望について討論していただきます。

（第二部）…河合弘之弁護士に北海道から鹿児島までの脱原発裁判闘争の現状を俯瞰して到達点と課題そして勝利の展望について問題提起していただくとともに、全国各地で裁判をたたかう原告・支援の方々に参加していただき、地元福島県下で廃炉を求める市民運動の方々と各地の活動の経験交流と討論を行います。

【人類は核と共存できない！脱原発と核兵器廃絶・国際ネットワーク】

なぜ、フィリピンやドイツは、原発の稼働を阻止し、脱原発に舵を切ることができたのでしょうか。いまの日本は世界からどのような見え、世界はどのような状況なのでしょう。核分裂のエネルギーを利用し、放射線物質を放出するという点では共通している原発と核兵器。その国際的な法的枠組や、海外の経験・視点から、脱原発、核兵器廃絶の可能性を探ります。

（午前）…基調講演 山田寿則（国際法学者）ステイブン・リーパー（アメリカ・広島平和文化センター元理事長）

〈午後〉…パネルディスカッション ルイシ

ト・ブッチ・ポンゴス(フィリピン・アジア・太平洋移民ミッション日本代表)、千葉恒久(弁護士・ドイツ研究)、伊藤和子(弁護士・国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ事務局長)、ステイブン・リーパー

【マスコミは原発事故をどう報道してきたか】

分科会内容が未着ですが、日本ジャーナリスト会議を中心に、鋭意準備中です。分科会終了後、一時間程度の予定で、まとめの全体会が行われます。

◇

一日目の夜には、飯坂温泉ホテル聚楽で、懇親会が予定されています。また宿泊ご希望の方は、旅館の手配も旅行会社にお問い合わせしています。懇親会・宿泊の申込みは間もなく出来る集会の案内チラシと一緒に配りする予定です。(今のところ、懇親会・宿泊で一万三八〇〇円の予定です)。

浜通り弁護士団のご厚意により、連絡事務所を設置しました。

〒二〇〇〇一五

東京都台東区東上野三二八-四

上野スカイハイツ504号

福島原発被害弁護士気付

第二回「原発と人権」全国研究・交流集会

電話 〇三三八三六〇八四五

FAX 〇三五八二一四六七

また、原発と人権ネットのサイトにも集会のページを設置しました。

<http://genpatsu-jinken.net/>

よろしくお願いいたします。

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

安倍首相の靖国神社参拝に対する抗議声明

1 二〇一三年二月二六日、安倍首相は、現役の首相としては二〇〇六年以来七年ぶりに靖国神社に参拝した。報道によれば、安倍首相は、公用車で靖国神社に向かい、本殿に参拝し、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、本殿前に首相名で供花したという。

靖国神社への参拝は、政教分離原則(二〇条

三項)に反する違憲行為であり、侵略戦争を美化し憲法の定める平和主義(前文、九条)を突き崩すという点で看過できない重大な問題がある。また、首相の憲法尊重擁護義務(九九条)にも違反するものである。さらに、侵略戦争の反省の上にアジア諸国との平和・共生・繁栄の道を歩むという日本が求められている外交姿勢

を否定するに等しい行為であり、アジア諸国との友好関係に決定的な亀裂を生じさせるものであつて、到底許されるものではない。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、今回の安倍首相の靖国参拝に対して、強く抗議する。

2 日本国憲法は、前述のとおり、政治と宗教との厳格な分離を定めているところ、この厳格な分離は、まさに戦争遂行に大きな役割を果たした靖国神社をはじめとする国家神道との結びつきを禁じることを主眼として定められた。した

がつて、靖国参拝については特に嚴格に違憲性が判断されなければならない。これまでも小泉純一郎首相(当時)による靖国神社参拝の違憲性が争われた訴訟において福岡地裁は、「靖国神社参拝は」憲法二〇条三項で禁止されている宗教的活動に当たり、同条項に反する憲法で禁止されている宗教活動に当たる」と明確に違憲であると判断し(二〇〇四年四月七日)、さらに大阪高裁でも同旨の判断が示されている(二〇〇五年九月三〇日)。今回の靖国参拝もまた厳然たる宗教活動に当たり、憲法の定める政教分離規定に違反するものである。

3

靖国神社には、日本の侵略戦争に駆り出されて命を落とした戦没者が「英霊」と称えられ、祭神として祀られている。祀られている日本人戦没者は誤った国策による被害者であるが、その一方でアジア太平洋諸国の人々にとっては侵略戦争を担った加害者でもある。ましてや、靖国神社には侵略戦争を指導したA級戦犯などの軍人らも神として祀られている。

さらに、靖国神社は、戦前の軍国主義の精神的支柱であった国家神道の中心的宗教施設として、国民を戦争に動員する上で大きな役割を果たしたが、いまもお靖国神社はこのことを何ら反省していないばかりか、境内の戦争博物館

4

「遊就館」の展示に見られるとおり、「あの戦争は自衛戦争だった」として正当化している。参拝後の記者会見で、安倍首相は、「参拝の目的は不戦の誓いをするため」と述べている。しかし、前述した靖国神社の歴史的な役割と現在の歴史認識に照らしても、また自民党が発表した二〇一四年運動方針から原案にあった「不戦の誓いと平和国家の理念を貫くことを決意し」との表現を削除したことからも、この説明に何ら信憑性がないことは間違いない。

安倍首相は、従軍慰安婦の強制性はなかったなどと発言し、また、憲法九条の「改正」に強い意欲を見せて、周辺諸国を刺激してきた。さらに、今般、日本版NSC(国家安全保障会議)法、秘密保護法を制定し、武器輸出三原則を見直し、また、防衛大綱を改定して先制攻撃も可能となる方針を打ち出している。

首相が靖国神社に参拝し、「国のための戦死」を美化するのは、集団的自衛権の行使容認によって自衛隊の海外恒久派兵が現実味を帯びてくる中で、自衛隊員の戦死を想定しつつ、再び日本国民のこころを支配し、戦争協力に動員しようとしているのではないかとの強い疑念を抱かせる。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

5 今回の参拝に対しては、中国や韓国のみならず、アメリカやロシア、国連事務総長、東南アジア諸国、ヨーロッパ諸国からも批判や懸念の表明がなされている。憲法九条の改定や集団的自衛権の行使容認の地ならしであって、日本を外交的に孤立させ、東アジアの平和を脅かす今回の靖国神社参拝に対して、当部会は嚴重に抗

議するとともに、二度と靖国神社参拝という愚行を繰り返さないよう強く求める。

二〇一四年一月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

国家安全保障基本法案の国会提出に 強く反対する議長声明

1 二〇一二年七月四日、自民党は総務会で国家安全保障基本法案を機関決定した。政権奪還後にこの法案の成立を目指すとしており、早ければ同法案を二〇一四年の通常国会に提出することが予想される。同法案は、下記に指摘するとおり平和憲法を破壊するものであり、到底内閣法制局の審査は通らないとの見通しから、閣法ではなく議員立法として提出される予定である。憲法違反が明らかな法案を数の力で押し通すつもりみは、秘密保護法の強行採決に通ずるものであり、断じて許されない。

2 同法案は、二条二項四号で「国際連合憲章に定められた自衛権の行使については、必要最小限度とすること」とし集団的自衛権の行使を容認している。その上で一〇条二項一号の自衛権行使における遵守事項として、「我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態であること」と規定するのみで、安保法制懇の報告書で指摘されていた「四類型」を超えて全面的な集団的自衛権行使を可能にしている。

さらに、八条二項は、「自衛隊は、国際の法規及び確立された国際慣例に則り…行動する。」

と規定し、国際法上の解釈に則り侵略戦争以外の戦争を可能にしている。

これらは、戦争放棄を定めた憲法九条二項、交戦権の行使を否認した憲法九条二項に明らかに反するものであり、平和憲法を破壊するものである。

3 さらに同法案は、一条で「我が国が国際連合憲章上定められ、又は国際連合安全保障理事会で決議された等の、各種の安全保障措置等に参加する場合」と規定しており、「等」と表現していることから、国連による武力行使への参加に限定されていない。これは、イラク戦争でみられたような有志連合による武力行使への参加を可能にするものであり、国連軍への参加ばかりか積極的に戦争への参加を想定しているものと言わざるを得ない。まさに「戦争をしない国」から「戦争を積極的にする国」へ変容させるものである。

このことは、同法案二条一項の安全保障の目的、八条一項の自衛隊の役割において、「非軍事的手段」による侵害、「間接の侵害」あらゆる脅威「等」と規定し範囲を際限なく広げていること、「未然の防止」として先制攻撃も可能となる規定にしていることから、明らかである。

4

上記「戦争を積極的にする国」にすべく、国をあげた軍事化のための規定も至る所に盛り込まれている。二二条一項で、「国は……防衛に資する産業基盤の保持及び育成」に配慮すると規定し、軍事産業の保持育成を行うことを予定している。また三条二項において、「国は、教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない」と規定し、教育、科学技術等のあらゆる分野において軍事化のための介入を予定している。

併せて、これらの目的を確実に達するため、四条と三条四項でそれぞれ国民の協力義務と地方公共団体の安全保障に関する施策の実施義務を課すとともに、八条三項で自衛隊の役割として「公共の秩序の維持」を規定し、国民や地方公共団体を監視する体制も整えようとしている。

5

以上のように、重大な憲法違反を内容とする法案であるが、同法案三条三項で予定されていた「秘密保護法」、六条で予定されていた「国家安全保障会議設置法」は既に成立している。さらに二二条二項で予定されていた「武器輸出三原則の放棄」は南スーダンへの武器輸出によって既になし崩しにされている。

このように、着実に同法案成立に向けて関係法案を整備し、武器輸出の既成事実化を図っているのであり、同法案を是が非でも成立させる意図が見受けられる。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、日本の再軍備が始まり、個人の自由が否定される危機に瀕した一九五四年、「平和」と「民主主義」を守ることを呼びかけて設立し、それ以来平和憲法の改悪の動きに一貫して反対し、多くの国民と共に平和憲法を守る活動を推し進めてきた。

今まさに、軍事化に向けて舵が切られ、平和

憲法を改悪しようとする数々の動きに対し、設立の趣旨に立ち返り、全力を挙げて反対するものである。

平和憲法を破壊するような国家安全保障基本法案を国会に提出することのないよう強く求めると共に、万が一国会に提出された場合は同法案の成立を断固阻止することを決意する。

二〇一四年一月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

少年法改正に反対する緊急声明

二〇一四年二月一日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

二〇一四年第一八六回通常国会において、少年法改正案が上程される予定である。当該改正案は、①少年が非行事実を争った場合などに、裁判所の決定により、検察官が少年審判に関与できる

事件の対象範囲を長期三年を超える懲役・禁錮にあたる罪までに拡大すること、②少年に対する不定期刑の上限を現行の一〇年から一五年に、無期

代替刑の上限を現行の一五年から二〇年に引き上げること等の厳罰化、③国選付添人対象事件の範囲を①と同様の範囲までに拡大すること、を内容としている。

しかしながら、本改正案には以下のような少年法の基本理念に関わる重大な問題点があるので当部会は断固として本改正案に反対する。

① 検察官関与対象事件の拡大

そもそも検察官関与制度は、少年法の保護主義理念及びそれに基づく現行の少年審判の手續構造と根本的に矛盾する制度であり、今回の改正案は、かかる矛盾をさらに拡大させることになる。

少年審判は、非行を行った少年を非難し刑罰を与えるのではなく、可塑性に富む少年の「健全な育成」のために、ケースワークを通じて少年の非行性を解消する処遇を決定することを目的としている（少年法一条）。このため少年審判は、「懇切を旨として、和やかに行う」（少年法二二条一項）とされており、少年と裁判官の対話を通じて適切な処分が決定される審理構造となっている。

しかしながら、検察官は、刑事責任の追及を行うことを職責としており、少年の「健全な育成」を担う専門性を有していない。また、少年審判は成人の刑事裁判と異なり、予断排除の原則も、伝聞法則の適用もなく、裁判官は審判が始まる前に、違法収集証拠を含めた全ての証拠に接することが制度上前提とされている。このように成人の刑事裁判よりはるかに不利な状況下で、さらに責任追及のプロである検察官を審判に関与させることは、少年に心理的圧迫を与え、萎縮させるものであり、大人の刑事裁判よりもえん罪の危険が生じるものである。検察官関与制度は、少年法の保護主義理念と矛盾することはもとより、事実認

定の適正化という見地からも採りえない制度である。そして、これらの検察官関与制度のもつ問題は、少年に付添人を付けたからといって解消するものではない。

なお、二〇〇〇年の少年法改正で、既に検察官関与制度は導入されているが、検察官関与制度導入には上記のような少年法の保護主義理念との矛盾抵触があることから弁護士会をはじめとする広範かつ強力な反対運動が展開されたことは記憶に新しいところである。このような反対運動の影響もあり、二〇〇〇年改正では殺人・強盗・放火などの重大事件に限って検察官関与制度が導入されたのであり、施行後も限定的な運用が続いていた。しかし、本改正案は、関与対象事件を少年事件数として一番多い窃盗罪にまで拡大するものとしており、本法案が成立すれば、観護措置をとられた少年の終局処分のうち、約五・五%であった対象事件が、約八二%まで拡大されることになる（二〇一一年の資料に基づく）。例外的な位置づけであった検察官関与がむしろ原則化するおそれさえあるのである。かかる改正が実現すれば少年審判が職権主義構造を維持したまま刑事裁判化されることになり、少年法の保護主義理念は根底から崩壊してしまいかねない。

② 少年に対する刑の厳罰化

ここ数年、少年による刑法犯の検挙人数は減少傾向にあり、平成二四年は昭和二二年以降最も少なかった。また、殺人・強盗・放火などの凶悪犯罪についても、例えば少年による殺人事件は、平成二年では平成二年当時の半分以下となっており、大幅に減少している。少年事件が増加・凶悪化しているから厳罰化すべきという論調があるが、かかる立法事実は存在しないのである。

また、重大非行事件を起こした少年は、成長過程において虐待やネグレクト等の問題があったケースがほとんどである。彼ら（彼女ら）は成長過程において親の愛情に接することが出来なかった為、自己肯定感が低く他者との関係を構築することが苦手であり、ちょっとしたことですぐにキレてしまう。彼らに必要なのは、「育ち直し」なのであり、社会から隔絶された刑務所に収容することは、可塑性のある少年の更生を阻み、自立を困難にするのみである。

さらに、一〇代の少年に二〇年もの刑を科した場合、出所時には四〇歳近くになっていることになる。実社会よりも長く刑務所で暮らした元少年が、社会に適合することは困難を極める。

③ 国選付添人対象事件の拡大について

少年は、成長・発達の過程にあり、大人と比して一般に表現力や理解力が乏しく、自分の気持ち

や主張を表明する能力も不足している。また、大人に対して萎縮したり、迎合的になることも多く、誘導にも乗りやすい傾向にある。

かかる少年が捜査官に迎合して、やっていない非行を「やった」と言ってしまうことのないよう、また自分の気持ち、主張を整理し表明することが出来るようにするためには、弁護士である付添人の法的援助が必要である。

国選付添人対象事件の拡大は、少年の成長発達権に配慮した適正手続保障をする上で不可欠の制度であり、今後も身体拘束を受けている全ての少年が、弁護士付添人の法的援助を受けられる制度への拡張が望まれる。本改正案は、裁量的な拡大に留まるが、身体拘束を受けている全ての少年に対し認められるべきである。

もともと、本改正案は、法制審議会の審議経過をふまえても③国選付添人拡大と①検察官関与拡大について、一体として審議・採択することを企図していることは明らかである。

前述した通り①検察官関与対象事件の拡大が、少年の権利擁護に反する重大な問題点を孕む以上、一括審議・採択される場合には全体に反対の声を上げざるを得ない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、以上のような少年法の基本理念と根本的に矛盾する少年審判への検察官関与の拡大及び厳罰化提案を含む

本改正案には断固反対であり、すでに二〇一三年六月二日「検察官関与の拡大と不定期刑の上限引上げを内容とする少年法「改正」に反対する議長声明」を発表している。

今回、再度同様の少年法改正案が上程されることから、当部会として、ここに改めて断固反対の意思を表示するものである。

以上

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼正月早々、遠隔地の神社仏閣にお参りしようとして新幹線の駅へ行くと、長時間足止めをくらった。新幹線の線路脇の

店舗からの出火らしい。ものすごい人混みのなかで時間をつぶしたのだが、その日の夕方ころから体調がおかしくなり、発熱、後頭部から両頬部の疼痛、最後は立位不能の股関節痛にまで発展した。▼これはきつと、人混みでウィルス感染したのに違いない。責任者は誰だ!と思ったのであるが、新幹線を止めたのが店舗の火災であつても、「失火法」があり、店舗側が責任を負うのかは微妙である。そもそも、新幹線の運行停止とウィルスの感染の相当因果関係は、などと考えてしまった。自分が被害を受けないと、被災の事実を真剣に考えるのはむずかしいということがよく分かった。▼失火法の存在まで思い出させる、印象的な新年であつた。もちろん、あまり楽しいとはいいいくいわけではあつたが。

(高野真人)